

# 令和8年度 既存照明設備 LED 化更新工事助成金交付要綱

令和8年4月1日改訂  
一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格が高騰する中、既存照明設備のLED化更新工事助成を行うことで、早期のLED化を促し省エネによるCO2排出量の削減及び電気代負担の軽減を図るため、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行う既存照明設備 LED 化更新工事助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めることとする。

- (1) 事業者 協会の会員であって、埼玉県内の事務所、営業所、休憩所、車庫(貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設に限る。自社物件に限る。)の既存照明設備の LED 化更新工事を行うものをいう。

## (既存照明設備 LED 化更新工事に対する助成)

第3条 協会は、事業者から申請のあったときは、既存照明設備 LED 化更新工事に要する費用の一部を予算の範囲内で助成する。

但し、本助成金事業開始から終了までの間に、各事業者1回に限り助成するものとする。

## (助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、既存照明設備 LED 化更新工事の LED 機器の購入及び更新工事に係る費用とする。但し、更新工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもの、可搬式のものの場合を除く。

- 2 助成対象経費の合計額が100,000円以上(消費税を除く。)であること。
- 3 令和8年3月1日から令和9年2月末日までに工事、支払いが完了すること。
- 4 リース品でないこと。
- 5 次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税

## (交付申請)

第5条 工事、支払いが完了した後に助成金の交付申請を受け付ける。その受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月5日(厳守)とする。ただし、予算に達した場合はそれまでとする。

## (助成金の交付額)

第6条 助成対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て)とし、上限額を200,000円とする。

(助成金の返還)

第7条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、事業者に対し期限を定めてその返還を定めることができる。

- (1) 事業者が助成金受領後2年以内に協会を退会したとき
- (2) 事業者が会費を滞納したとき
- (3) 助成金の交付を受けた事業者、経費が、対象事業者、対象経費でないことが判明したとき

(調査協力義務)

第8条 助成金の交付を受けた事業者は、協会から要請があった場合は調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 協会は、事業者に対し、助成に関して報告を求めることができるものとする。

(附則)

本要綱は、令和8年4月1日より実施する。